

2005年2月5日

自治体法務入門講座受講生様

九州自治体法務研究会

代表 木佐茂男

第6回自治体法務入門講座の開催について

2005年、あっという間に一月が過ぎ去ってしまいました。皆さまにおかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、自治体法務入門講座を下記のとおり開催いたしますので、公私共にお忙しいことと存じますが、是非ご参加いただきますようお願いいたします。

なお、今回の講座が今年度最終回となるため、終了後に講座受講生と研究会会員を対象に木佐代表による特別講演を実施することといたしました。

つきましては、出欠を2月10日(木)までに電子メールにてご報告いただきますようお願いいたします。

記

- 1 と き** 2005年2月19日(土) **10時00分**～13時00分
- 2 と ころ** 熊本県市町村自治会館 2階 講堂(熊本市健軍2丁目4番10号)
- 3 内 容** テーマ『住民と法的対話をするって、どういうことなのか』(10:00～)
Plan-Do-Seeにおける接遇法務
講師 九州自治体法務研究会会員 **田上 辰也** さん(熊本市職員)

特別講演 演題「自治基本条例の意義と最近の動向」(11:30～)
九自法研代表 **木佐 茂男** 九州大学大学院法学研究院教授

- 4 そ の 他** (1) 入門講座受講生・研究会会員以外(以下、一般という。)の方も、特別講演を聴講することができます。お知り合いの方にもご案内いただきますようお願いいたします。(一般聴講希望者については、講座出欠の報告時に併せてご報告願います。)
- (2) 但し、**一般聴講希望者**につきましては、以下の3点についてご留意いただきますようお願いいたします。
- 聴講料として1,000円を申し受けます。
希望者は、自治体法務入門講座も併せて受講することが出来ます。
会場の都合上、講座受講生・研究会会員を優先とさせていただくため、一般聴講希望者については、先着50名までとさせていただきます。

テキスト『自治体法務入門[第2版]』「第6章住民と対話する行政!」、「第7章トラブルの解決も法に基づいて行う」、「第8章行政上の義務は職員にも住民にも」、「エピローグ」(P189～295)を事前に読んでおいてください。

九州自治体法務研究会事務局 中島
(熊本県町村会総務課内)
E-mail:nakashima@c-kumamoto.gr.jp